

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十二)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

中国の第二回の普遍的定期審査（UPR）は、二〇一三年一〇月二二日に行われました。報告者グループ（トロイカ）は、ポーランド、シエラレオネ及びアラブ首長国連邦で構成されました。第一回の審査と同様に、事前質問は、欧米諸国を中心に一六カ国によって行われました。

中国は、国際人権規約社会権規約の締約国ですが、自由権規約の締約国ではありません。そのため、中国では表現の自由や報道の自由が保障されていません。このことが、現在、日本を含め世界中で猛威を振るっているコロナウイルスの蔓延をもたらす事態に発展しました。昨年（二〇一九年）一二月三〇日に「微信（ウィーチャット）」に、「武漢の海鮮市場で七件の重症急性呼

吸器症候群（SARS）に似た肺炎が確認された」と書き込み警鐘を鳴らした李文亮医師は、武漢市公安局により、真実でない書き込みをしたとして、「治安管理处罚法」に違反したとして処罰されました。

こうした武漢当局や中国政府の初期対応の遅れが、本稿を執筆している時点で、中国の感染者数八万一二八五人、死亡者三二八七人を招く事態となりました。残念ながら、告発した李医師は二〇二〇年二月七日にコロナウイルスに感染し死亡しました。ついに習近平政権は、二月二三日に、「今回の感染拡大は、建国以来の重大な公衆衛生事件であり、中国にとって危機であると同時に大きな試練である」と述べ、翌二四日には全人代の延期という異例の決定に迫られました。こうした事態に接すると、社会において「表現の自由」が保障されていることが、人の命を救うことに直結する場合があります。

中国の第二回UPRで、こうした表現の自由をはじめ、思想、良心及び宗教の自由、集会・結社の自由を保障した自由権規約を批准するようにと事前質問で触れていたのが、豪州、ドイツ、スウェーデン、ベルギー、カナダ、チェコでした。ただ、この事前質問の段階で、第一回UPRとは異なる現象もみられました。自由権

の問題で中国と同様に非難される国（バングラデッシュ、キューバ、スリランカ、ミャンマー）が事前質問を行ったことです。もちろん、これらの国が取り上げた問題は、欧米諸国とは大きく異なっていました。

たとえば、バングラデッシュはマカオ特別行政区委員の人々への対応を、ミャンマーは香港特別行政区における障害者の政治参加や雇用につき平等な権利を確保するためにとられた措置について、キューバは発展の権利の促進及び実現の達成について、そしてスリランカは途上国への発展の権利の促進や食料の安全への援助について事前質問をしました。このように、人権問題について国際的な非難を受けている諸国が親切的な発言を多く行うことで、中国における主要な人権問題が埋没しかねないという傾向が、残念ながらUPRで生じているといわざるを得ません。

二一世紀にグローバルパワーとして成長している中国は、国家資本主義とも呼ぶべき経済政策により、一説には二〇三〇年にはその国内総生産（GDP）は、米国と並ぶともいわれています。トランプ政権下での米国が、これまでと同様に自由の国かといえればやや疑問もありますが、ともにグローバルパワーである米国が自由権を強調した individual capitalism であるのに

対し、中国は社会権を強調した state capitalism ということになります。

つまり、途上国にとっては、二つの発展モデルが存在することになります。一つは、米国やEUに代表される欧米型の自由権を強調する「教化主義的モデル」であり、もう一つはかつての冷戦時代の社会主義国モデルに取って代わる中国モデルということになります。中国は、第一回UPRの政府報告書の中で、人権に関する中国の基本的立場として、「政治体制、発展の度合い、歴史的背景の違いを考えれば、各国が人権問題について異なる見解をもつのは当然だ」と述べていました。つまり、人権の普遍性を否定していました。

中国の主張は、発展段階の相違や文化相対主義を理由に、民主主義や法の支配、あるいは人権の尊重に反対する立場ともいえます。それは、一九九三年の第二回世界人権会議の折に主張された「アジア的人権観」にも通底する問題ですが、人権の観点からいえば、さらに深刻です。なぜなら、経済的には成功する発展モデルを中国が示しているからです。こうした中国の第二回UPRの内容については、次回検討します。